# 県土木建築部発注工事における建設発生土の取扱いについて（お知らせ）

県土木建築部が発注する工事における建設発生土については、現場内及び公共工事間の流用、一時的な仮置き等により残土の発生の抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、関係法令に基づき、適正に残土処分を行うものとしています。

このうち、残土処分の発注時の取扱いについて、令和４年４月１日から以下のとおり変更します。

## １　残土処分の考え方　アンダーライン部を明記

原則として、公共残土処理場への指定処分とする。

ただし、発生する残土量や工事場所周辺における残土処理場の分布状況等から、民間残土処理場への任意処分によることが合理的な場合は、任意処分とすることができる。

## ２　民間残土処理場に係る様式等　アンダーライン部が今回変更箇所

○「残土処理場に関する届」に、受入条件の有無等の記載欄を追加した。

○「残土処理場に関する届」の別添「関係法令のチェックシート」に、関係法令を追記した。

**審査項目【変更なし】**

（１）関係法令等で必要な許可を受けていること。
（２）安全管理、周辺環境への配慮が適切に行われていること。
（３）地権者、周辺住民等の同意が得られていること。
（４）日常の管理が適切に行われていること。
（５）原則として、残土処理後の土地利用に変更がないこと。

**残土処理場に関する届に添付する書類【変更あり】**

（１）関係法令のチェックシート
（２）関係法令等の許可書等の写し（必要な場合）
（３）図面（位置図、平面図、計画図、縦断図、横断面図、構造図等）
（４）防災施設計画が確認できる資料
（５）盛土の安定計算書、構造計算書等（必要な場合）
（６）地番、地目及び土地の権利者等が確認できる資料（公図、登記簿の写し等）
（７）権利者及び隣接者の同意書の写し
（８）現況写真

**承諾済みの処理場については、全体計画に変更がない場合、（2）～（8）は添付不要です。**
**なお、民間残土処理場（承諾済み）一覧表は、各事務所で閲覧できます。**

□「残土処理場に関する届」の様式　：残土処理場に関する届．XLS **【変更あり】**
□　　〃　　記入例：記入例．PDF **【変更あり】**
□　関係法令の許可又は届出等の内容：関係法令．PDF **【変更あり】**

▶ 様式等は、次の技術管理課ウェブページからダウンロード可能です。
https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/zanndo/zanndo.html

## ３　積算上の取扱い　アンダーライン部が今回変更箇所

| | 指定処分 | 任意処分 |
|---|---|---|
| 処分費用 | 協定を締結した処理単価 | ５００円／$m^3$※ |
| 運搬距離 | 実距離 | 上限２０ｋｍ（実距離により設計変更） |

※税抜価格（捨土整正費用を含まず、その他、捨土料、防災施設費等の全てを含む。）